令和８年９月18日

厚木市まちづくり審議会会長　様

厚木市長　山　口　貴　裕

（公印省略）

厚木市景観条例の改正及び厚木市景観計画の改定について（諮問）

このことについて、次のとおり貴審議会に諮問します。

１　諮問事項

厚木市景観条例の改正及び厚木市景観計画の改定について

２　諮問理由

厚木市景観条例の改正及び厚木市景観計画の改定について、厚木市住みよいまちづくり条例第18条第２項の規定により諮問するものです。

担当　都市みらい部都市計画課都市計画係

電話　(046)225-2401(直通)